

名護市広報誌等有料広告掲載取扱要綱

名護市広報「市民のひろば」有料広告掲載取扱要綱（平成26年告示第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、名護市広報「市民のひろば」（以下「広報誌」という。）及び名護市ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する有料広告の取扱い等に関し、名護市広告掲載基準要綱（平成24年告示第5号。以下「基準要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（広告主の募集）

第2条 市長は、広報誌及びホームページに掲載できる広告の枠を定め、広く市民等に広告を募集する。

（広告の期間）

第3条 広告を掲載する期間は、6月単位、12月単位とする。ただし、広報誌又はホームページの広告の枠に余裕があるときは、1月単位での掲載を許可することができる。

2 広告の掲載を開始する日又は終了する日が次のいずれかに該当する場合は、市長は、当該広告の掲載を開始する日又は終了する日を別に定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 6月23日（慰霊の日）

（広告の規格、掲載期間及び広告掲載料）

第4条 基準要綱第6条の規定による広告の規格及び広告掲載料は、次の表のとおりとする。

種別	規格	広告掲載料 （税別） 1月	広告掲載料 （税別） 6月連続	広告掲載料 （税別） 12月連続
広報誌	縦70ミリメートル×横 60ミリメートル	9,000円	45,000円	90,000円
	縦70ミリメートル×横 190ミリメートル	25,000円	125,000円	250,000円
	縦135ミリメートル× 横195ミリメートル	40,000円	—	—
ホームページ	縦60ピクセル、横190ピ クセル、50キロバイト 以内、GIF形式	—	45,000円	80,000円

2 広告を連続掲載する場合の掲載の始期は、市長が定める。

3 広告の掲載位置は、市長が指定した位置とする。

4 ホームページに掲載する広告のバナー画像には、画像代替テキスト（ALT属性）を付すものとし、当該代替テキストの名称に「広告」と記載した上で、広告主会社名を表示する。

（広告に関する制限）

第5条 ホームページに掲載する広告に関しては、次に掲げるものは掲載しない。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するもの
- (2) 画面が点滅するもの

(3) その他ホームページに掲載するに当たり、技術上支障があると市長が判断するもの
(広告掲載の申請)

第6条 広告の掲載を希望する者は、名護市広報誌等有料広告掲載申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて掲載を希望する月の2月前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 有料広告掲載申込者概要に関する書類(様式第2号)
- (2) 宣誓書(様式第3号)
- (3) その他市長が広告掲載に必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、内容を審査し、その結果を名護市広告掲載決定(却下)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(掲載の優先順位)

第7条 第2条の規定により募集を行った結果、広告の枠数を超えた申込みがあった場合の掲載の順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1位 市内に事業所等を有する企業、個人事業主、団体等の広告等
- (2) 第2位 北部地域に事業所等を有する企業、個人事業主等の広告等
- (3) 第3位 県内に事業所等を有する企業、個人事業主等の広告等
- (4) 第4位 その他市長が妥当であると認めるもの

2 前項において、同一の順位で広告枠数を超えて有料広告掲載の申込みがある場合には、広報誌においては広告掲載希望規格の大きいもの又は広告掲載希望期間が長いものを、ホームページにおいては広告掲載希望期間が長いものを優先する。

3 前項においても、優先順位が決定し難い場合はくじ引き等の公平な選定方法により決定するものとする。

(変更申請)

第8条 第6条の規定により広告掲載の決定を受けた者は、広告掲載の内容に変更が生じたときは、市長にその内容を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、基準要綱第9条の規定にかかわらず、地域政策部が変更内容の掲載について審査するものとする。

(広告掲載の取消しを受けた者の取扱い)

第9条 基準要綱第14条の規定により広告掲載の取消しを受けた者は、取消しの決定を受けた日から起算して1年間、広報誌及びホームページへの掲載を行うことができない。

(広告掲載料で得た収益の活用)

第10条 この要綱により得られた広告掲載料は、次に掲げる目的に使用する。

- (1) 広報誌の広告掲載料は、年度の所定期日内収入金額のうち260,000円を上限として100分の20をアに積み立て、それ以外をイに使用する。この場合において、アに積み立てる金額のうち、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

ア 名護市子ども夢基金

イ 名護市広報業務等に資する予算

- (2) ホームページの広告掲載料は、名護市広報業務及び電子自治体推進業務に資する予算に使用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

名護市広報誌等有料広告掲載申請書

名護市長 殿

事業者名：
 代表者名： 印
 所在地：
 担当者名：
 電話番号：
 FAX番号：
 E-mail：

名護市広報誌等有料広告掲載取扱要綱第6条の規定により、次のとおり広告掲載を申請します。

<p>掲 載 希 望 期 間</p>	<p><input type="checkbox"/>第1期（5月～11月） <input type="checkbox"/>第2期（12月～4月） <input type="checkbox"/>通年 <input type="checkbox"/>その他 年 月</p>
<p>掲 載 内 容</p>	<p>規格 <input type="checkbox"/>縦70ミリメートル×横60ミリメートル <input type="checkbox"/>縦70ミリメートル×横190ミリメートル <input type="checkbox"/>縦135ミリメートル×横195ミリメートル （広告の原稿を記載してください。記載し難い場合は、別で原稿を添付することができます。その場合は、この欄に「別に添付」と記載してください。）</p>
<p>添 付 書 類</p>	<p>(1) 有料広告掲載申込者概要に関する書類（様式第2号） (2) 宣誓書（様式第3号） (3) その他（ ）</p>
<p>同 意 欄</p>	<p>(1) 広告の審査に当たり、申込者の団体又は代表者の市税等の滞納状況を確認することについて、同意します。 (2) 広告掲載をした後、名護市広告掲載基準要綱の規定により広告を取り消された場合、既納の広告掲載料の返還を求めません。</p>

名護市広報誌等有料広告掲載申請書

名護市長 殿

事業者名：
 代表者名： 印
 所在地：
 担当者名：
 電話番号：
 FAX番号：
 E-mail：

名護市広報誌等有料広告掲載取扱要綱第6条の規定により、次のとおり広告掲載を申請します。

掲 載 希 望 期 間	<input type="checkbox"/> 第1期（5月～11月） <input type="checkbox"/> 第2期（12月～4月） <input type="checkbox"/> 通年
バナーのリンク先 U R L	
掲 載 内 容	（広告の原稿を記載してください。記載し難い場合は、別で原稿を添付することができます。その場合は、この欄に「別に添付」と記載してください。）
添 付 書 類	(1) 有料広告掲載申込者概要に関する書類（様式第2号） (2) 宣誓書（様式第3号） (3) その他（ ）
同 意 欄	(1) 広告の審査に当たり、申込者の団体又は代表者の市税等の滞納状況を確認することについて、同意します。 (2) 広告掲載をした後、名護市広告掲載基準要綱の規定により広告を取り消された場合、既納の広告掲載料の返還を求めません。

様式第2号（第6条関係）

有料広告掲載申込者概要に関する書類

ふりがな 団体名		
所在地	〒	
	電話番号：	FAX：
代表者		
代表者生年月日	年 月 日 ※個人事業主、任意団体等の場合のみ	
設立年月日 (法人の場合のみ)		
事業・営業等を行うにあたり受けている許可、免許、資格等	(許可等の名称、許可番号等、取得年月日等を記載)	
主な業務内容		
広告に関する事業内容		
担当者所属・氏名		

宣誓書

年 月 日

名護市長 殿

広告掲載申込者
所在地
団体名
代表者氏名

以下の事項について、虚偽の申請でないことを宣誓します。

- 1 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種及び風俗営業類似業種である者
 - (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業を営む者
 - (3) 社会問題を起こしている業種又は事業者
 - (4) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成15年法律第154号）により再生又は更生手続中の事業者
 - (6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
 - (7) 個人にあつては指定暴力団の構成員又は指定暴力団の利益となる活動を行う者、団体にあつては指定暴力団又は団体の代表者若しくは構成員が指定暴力団の構成員若しくは指定暴力団の利益となる活動を行う者
- 2 提出した書類の内容に間違いがないこと。

様式第4号（第6条関係）

名護市広告掲載 決定 却下 通知書

殿

名護市長

年 月 日付けで申請のありました広報誌等の有料広告掲載について、次のとおり決定・却下としたので通知します。

広告の種別	<input type="checkbox"/> 広報誌 <input type="checkbox"/> ホームページ
決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 市民のひろば 月号～ 月号 <input type="checkbox"/> ホームページ 年 月～ 年 月 <input type="checkbox"/> 掲載しない 掲載しない理由：
広告掲載料	円（税込）
納付期限	年 月 日